

令和3年12月9日

実習実施者  
監理団体 各位

外国人技能実習機構

### 建設関係職種等に係る技能実習の新たな受入れ基準適用について

令和元年7月5日、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第269号）」が公布され、建設キャリアアップシステムへの登録や建設業法第3条の許可を受けていることなど新たな基準（[詳細はこちら](#)）が定められました。第2号技能実習について、新基準が適用されるのは令和4年1月1日からですので、新基準を適用せずに旧基準で認定を受けるためには、下記にご留意ください。

### 記

#### 1. 対象となる技能実習計画

建設関係職種等に属する作業を行う第2号技能実習に係る計画認定申請のうち規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類 D-建設業を選択しているもの。

#### 2. 旧基準で認定を受けるための申請期限

(1)窓口での申請の場合…令和3年12月28日（火）16時

(2)郵送による申請の場合…令和3年12月28日（火）必着

（期限までに到着したことを証明できる方法で郵送してください。期限までに到着したことが確認できず令和4年1月1日以降に受理した場合は、新基準の適用となります。）

※ 期限までにご提出いただいたとしても、申請手数料の振込証明書等の添付がない、申請の手数料の納付額が不足しているなどの場合には、書類が整うまで申請を受理することができず、旧基準で認定を受けることができない場合があります。**余裕をもって申請いただくことをお勧めします。**

※ 令和3年12月31日以前に第2号技能実習の計画認定を受け、その後実習実施者の倒産等を理由に、令和4年1月1日以降に実習実施者を変更するための計画認定申請案件（転籍案件）についても、新基準の適用の対象となります。

※ 第3号技能実習については、令和6年1月1日以降に新基準が適用されます。